

令和6年度から適用される主な税制改正

◆所得税及び市民税・県民税の定額による特別税額控除（定額減税）

定額減税とは、デフレ脱却のための一時的な措置として、国民の可処分所得を直接的に下支えするために令和6年分所得税及び令和6年度（一部令和7年度に適用^{※1}）市民税・県民税を減税する制度です。

市民税・県民税における定額減税の対象者は、①国内に住所を有する個人②合計所得金額が1,805万円以下③所得割の納税義務者のすべてに該当する方となります。本人、控除対象配偶者及び扶養親族^{※2}1人につき1万円を乗じた金額が市民税・県民税所得割額から控除されます。

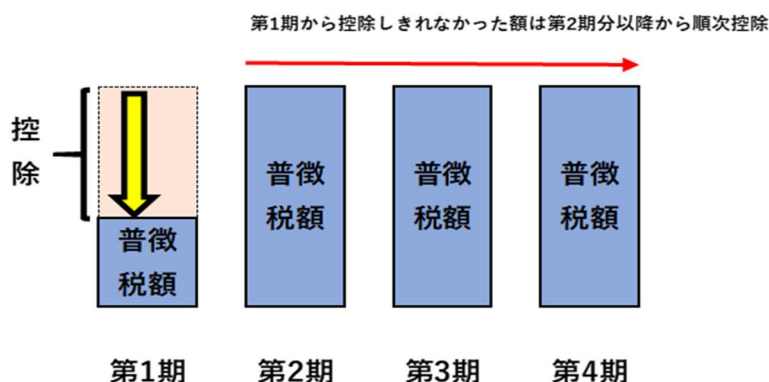
所得税における定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」のページを御覧ください。

※¹ 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者（合計所得金額が1,000万円を超えている方に扶養されている配偶者）の方がいる場合は、令和7年度の市民税・県民税にて1万円の定額減税が行われます。

※² 国内に住所を有しない控除対象配偶者及び扶養親族は定額減税の対象外となります。

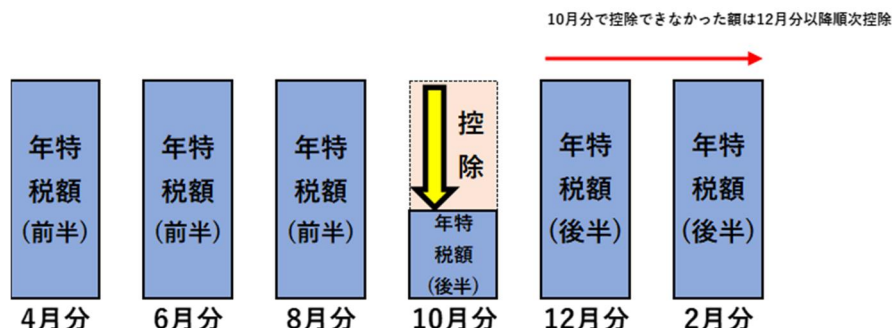
【普通徴収対象者の控除方法】

令和6年度市民税・県民税の第1期分（6月分）の税額から「定額減税分の税額」が控除されます。第1期分から控除しきれなかった額は、第2期分（8月分）以降の税額から順次控除されます。



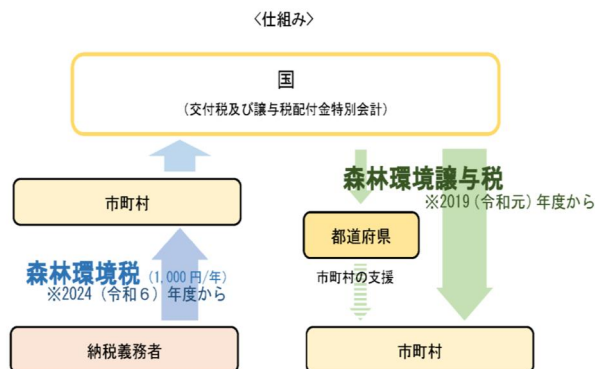
【年金特別徴収対象者の控除方法】

令和6年度市民税・県民税の10月分の特別徴収税額から「定額減税分の税額」が控除されます。10月分から控除しきれなかった額は、12月分以降の特別徴収税額から順次控除されます。



◆森林環境税の適用開始

森林環境税とは、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において、個人市民税・県民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。その税収の全額が、森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。



(総務省ホームページより引用)

◆上場株式等の配当所得等や譲渡所得等の課税方式の一致

上場株式等の配当所得等や譲渡所得等について、所得税とは異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、令和6年度の市民税・県民税・森林環境税（令和5年分の所得税の確定申告）より、課税方式を所得税と一致させるよう改正され、所得税と異なる課税方式を選択することができなくなりました。

そのため、これまで課税方式の選択により、市民税・県民税について、合計所得金額や総所得金額等に算入されていなかった方でも、確定申告した上場株式等の配当所得等や譲渡所得等は市民税・県民税・森林環境税において、合計所得金額や総所得金額等に算入されることになります。

所得税の確定申告について詳しくは、国税庁ホームページ「税について調べる」のページをご覧ください。

各課税方式を選択した場合の市民税・県民税の計算については、以下の表のとおりとなります。

課税方式	税率	所得
総合課税	10%	申告した所得金額が合計所得金額、総所得金額等に算入される。
申告分離課税	5%	申告した所得金額が合計所得金額、総所得金額等に算入され、上場株式等の譲渡損失と損益通算することができる。
申告不要制度	5%	合計所得金額、総所得金額等に算入されない。 ※配当割額・株式譲渡所得割額の控除は適用されない。

※特定口座（源泉徴収なし）や一般口座で取引している上場株式等の配当所得等については、申告不要制度の選択はできません。

※一般株式等の少額配当については、所得税では申告不要を選択できますが、市民税・県民税・森林環境税では課税の対象となるため、申告が必要です。

◆国外扶養親族に係る扶養控除等の適用について

令和6年度から国外扶養親族の範囲が見直され、居住者の親族のうち、合計所得金額が48万円以下で①～③に該当する方に限り、扶養控除の対象となるよう改正されました。

- ① 16歳以上30歳未満の者
- ② 70歳以上の者
- ③ 30歳以上70歳未満のうち、次の（１）～（３）のいずれかに該当する者
 - （１）留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
 - （２）障害者
 - （３）その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者